川西市告示第１号

川西市久代児童センターの指定管理者の指定について

川西市久代児童センターの指定管理者を次のとおり指定したので、川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成１７年川西市条例第７号）第７条第２項の規定により告示する。

令和８年　１月１３日

川西市長　越 田　謙 治 郎

１　指定管理者として指定した法人の名称及び所在地

川西市火打１丁目１２番１６号

社会福祉法人　川西市社会福祉協議会

２　管理を行わせる公の施設の名称及び当該指定管理者の指定期間

名　称	指 定 期 間
川西市久代児童センター	令和８年４月１日から 令和１０年３月３１日まで （２年間）